

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. NSG（原子力供給国グループ）で規制される貨物・技術は、輸出令別表第1の4の項と外為令別表の4の項で規制されている。

問題2. 輸出令別表第1の5の項の中欄には、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されているが、この経済産業省令とは、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）のことである。

問題3. 本邦にあるメーカーXは、米国にある100%子会社Yに自社のA技術課長を2ヶ月間派遣し、外為令別表の2の項に該当する技術指導を行う予定である。メーカーXは、100%子会社Yに当該技術を提供するのであるから、役務取引許可は不要である。

問題4. 外為法第25条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする(A)は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定している。(A)には、「居住者」が入る。

問題5. 輸出令別表第1の3の2の項で規制されている貨物の英訳をする場合は、オーストラリア・グループ（AG）のサイトが参考になる。

問題6. 本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYから輸出令別表第1の16の項に該当するチタン合金の注文を受けた。メーカーYとは初めての取引だったので、同社のホームページを確認したところ、20年前に大陸間弾道ミサイルの製造に関与していたとする記事を発見した。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、貿易会社Xは、直ちに輸出許可申請が必要である。

- 問題 7. 本邦にある X 大学は、米国にある Y 大学との共同研究の契約に基づき、X 大学が所有する測定装置  $\alpha$  を Y 大学に国際便で送付した。測定装置  $\alpha$  は、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 2 に該当する貨物であったが、X 大学の担当者は、外為法の規制を知らなかったため、無許可で輸出した。この場合、X 大学は、外為法違反には問われない。
- 問題 8. 本邦にあるメーカー X は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) 3 に該当する遠心分離機 1 セット (総価額 50 万円) をドイツにある製薬メーカー Y に輸出する予定である。この場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 問題 9. 本邦にあるメーカー X は、5 年前に輸出許可を取得して韓国にあるメーカー Y に輸出した焼却装置  $\alpha$  (輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 10 に該当) が故障したため、韓国から日本に修理のために輸入し、故障した箇所を修理後、メーカー Y に輸出する予定である。この場合、修理費用として 70 万円かかったため、無償告示は適用できない。したがって、メーカー X は、輸出許可申請が必要である。
- 問題 10. 本邦にあるメーカー X は、フランスにある子会社 Y に、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 2 に該当する貯蔵容器 3 セットを輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から 7 年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。
- 問題 11. 本邦にある X 大学が、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を使用して、同許可の適用可能な貨物を韓国にある Y 大学に輸出する。Y 大学の用途は、通常兵器の製造である場合、当該特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可は失効する。
- 問題 12. 本邦にあるメーカー X は、自社で開発した外為令別表の 9 の項 (1) に該当する暗号技術  $\alpha$  を韓国にあるメーカー Y に口頭で説明する場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 13. 大量破壊兵器キャッチオール規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づいて実施されている。
- 問題 14. 外為法第 55 条の 10 第 1 項の「輸出者等遵守基準」とは、「外為法等遵守事項」のことである。

問題 15. 外為令別表やこれに基づく貨物等省令で規定されている用語には、役務通達の利用の解釈で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では留意する必要がある。

問題 16. 輸出令第5条第1項は、「税関は、(A)の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定している。(A)には、「財務大臣」が入る。

問題 17. 「輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物という意味である。

問題 18. 本邦にあるメーカーXは、フィリピンにあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当するアルミニウム合金20トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である短距離ミサイルの部品製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、メーカーXは輸出許可申請が必要である。

問題 19. 本邦にある貿易会社Xは、中国にある外国ユーザーリストに掲載されている研究機関Y（懸念区分は、ミサイル）から、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維（懸念用途は、核兵器、ミサイル）2トンの注文を受けた。炭素繊維は、2トンと量も多く用途を確認したところ、用途が不明で不自然な回答しか得られなかった。貿易会社Xが、当該炭素繊維を輸出する場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 20. 運用通達では、許可申請時に必要な契約書には、「原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」が求められている。

問題 21. 初来日から7ヶ月経ったベトナム人の留学生Xは、数学の能力が優れていることから、ベトナム政府から留学費用の全額の支給を受けている。この場合、留学生Xは、特定類型②該当する。

問題 2 2. 本邦にあるメーカー X が、新製品開発のため、特定類型①に該当する社員 A に外為令別表の 9 の項 (1) に該当する暗号通信の製造技術を提供する場合、役務取引許可が必要である。

問題 2 3. 外為法等遵守事項では、関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに輸出管理部門に報告することが求められている。

問題 2 4. 本邦にあるメーカー X は、来月、輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 7) 1 に該当するアルミニウム合金を米国にある航空機メーカー Y に無償サンプルとして輸出する予定である。この場合、無償なのでメーカー X は、輸出許可申請不要である。

問題 2 5. 輸出許可申請時には、輸出に至った経緯がわかる契約書や注文書等が必要である。

**2022年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験(第56回)**

**(STC Associate)試験問題**

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までに該当する貨物(技術)をいう。